
開会宣告

議長（波岡玄智君） ただいまから、平成 23 年第 1 回浜中町議会臨時会を開会いたします。

開議宣告

議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（波岡玄智君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、議長において、8 番鈴木議員及び 9 番野崎議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（波岡玄智君） 日程第 2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

諸般報告

議長（波岡玄智君） これから、諸般の報告をします。

まず、本臨時会に付議された案件は、配付した議事日程表のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般報告を終わります。

行政報告

議長（波岡玄智君） 以後の日程に先立ち、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

町長（長谷川徳幸君） 本日、第1回町議会臨時会を開催いたしましたところ、全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

12月の定例町議会から今日までの主なる事項について、報告させていただきます。

（行政報告あるも省略）

議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育長。

教育長（松本賢君） 教育行政について、主なものについて報告を申し上げます。

（教育行政報告あるも省略）

日程第3 議案第1号 浜中町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の制定について

議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第1号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（長谷川徳幸君） 議案第1号浜中町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本条例は、国の平成22年度補正予算で措置された総額3,500億円の地域活性化交付金の内、地方消費者行政や自殺予防、地の地域づくりなどの取り組みを支援するために創設された、住民生活に光をそそぐ交付金事業に充当する本町への交付金1,131万4,000円の一部を、浜中町住民生活に光をそそぐ交付金基金として積立、平成23年度・平成24年度の2ヵ年で、当該事業に充当し、地域の活性化を推進しようとするものであります。

本町における交付金事業は、この度の補正予算に計上しております、文化センターの図書室整備事業の220万円で繰越事業、残額につきましては、翌年度以降の学校図書整備事業及び霧多布湿原環境保全調査事業へ充当しようとするものであります。基金条例の第1条、設置の目的では、浜中町が策定する住民生活に光をそそぐ交付金事業計画の実施に要する経費の財源に充てるためとし、第2条基金の積立てでは、基金として積み立てる額は、予算に定めるところによるとし、第3条基金の管理では、基金に属する現金は、金融機関へ確実かつ有利な方法で管理することとし、第4条運用益金の整理では、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金に編入するとしております。

第5条基金の処分では、当該実施計画に基づく事業に当てるときに限り、処分することができるとし、第6条繰替運用では、財政上必要があると認めるとき、町長は確実な繰戻しの方法と期間及び利率を定めて歳計現金として繰越運用できるものとし、第7条では、この条例に関して必要な事項は町長が別に定めるとしております。

附則では、この条例は公布の日から施行し、平成25年3月31日で執行するとしております。以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

10番加藤議員。

10番（加藤弘二君） このお金の件ですけれども、住民生活の光があふれている、これは全く新しい形での交付金だというふうに、今町長からお話がありましたが今年度、来年度合わせての131万円という事を聞きました。

それで、その中で実施計画に基づいてという事ですけれども、この実施計画というのは、浜中町としては計画書を作って、もう既に上の方にこういう計画でやるんだという

事での掲示がなされたのかどうかという事と、それから今簡単にどういう中身かという事を町長触れられましたけれども、もう少し詳しく項目を上げていただきたいなとそんなふうに思います。以上です。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） ただいまの御質問にお答えいたします。この交付金につきましては、平成22年度の国の補正予算総額3,500億円の内、1,000億円は住民生活に光をそそぐ交付金として、各公共団体に交付する事になっておりますが、この内、一次交付として500億円を交付し二次交付につきましては、3月に残りの500億円を交付することとなっております。

その交付の基準につきましては、実施事業が特に地域活性化の効果が高いと認められた事業に再交付するとしておりますので、浜中町と致しましても、当該実施計画を策定して、この実施計画につきましては、平成22年12月24日付で釧路総合振興局を通じまして、内閣総理大臣の方に提出しております。

この住民生活に光をそそぐ交付金実施計画の内容でございますけれども、事業の内容といたしましては、1つ目として地方消費者行政、2つ目としてDV対策自殺予防等の弱者対策あるいは自立支援、3つ目として地の地域づくりにこの3つの事業を推進するために、この光をそそぐ交付金が設けられた訳でございますけれども、浜中町と致しましては、今回、補正予算に計上しております200万円を22年度の繰越し事業として実施しまして、残りの2,200万6,000円を計画の中に盛り込んでおります。この金額につきましては、一次交付では議員おっしゃいましたとおり、1,131万4,000円の交付額が確定しておりますが、先程も申しましたとおり、事業計画でより多くの事業を計画している市町村に再交付するということがありますので、交付額のおよそ倍額を事業計画の中に盛り込んでおります。

その計画の詳細につきましては、図書室整備ということで、まずその図書の充実、あるいは図書の充実のための施設備品これらに充てるものとして、この度の補正でありますけれども、平成23年度・24年度の2カ年につきましては、霧多布湿原の自然環境データの管理業務ということで上げておりますし、また、霧多布湿原の学術研究助成金これらについても、その計画の中に盛り込んでおります。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 私が質問した中身では、どういう実施計画を立てておられる

のですかという事で聞きまして、その説明はありました。この交付金が、そもそもどこから国として設置してきたかという理由ですが、今ちょっと聞いただけで、私は自殺の問題が中心の予算ではないのかなというふうに受け止めました。それは、日本の自殺者が3万人を超えて、確か1998年からだったかなと思うのですが、10年以上になりますか自殺者が3万人以上続いたと。この3万人を何とか減らしたいという、その根本原因をストップする為の国の予算と。私はそんなふうに内閣府で出した予算ということであれば、そうでないかなと思いました。

そういうことから考えますと、この自殺予防という事で言えば自殺の原因というのは沢山ある訳ですよ。商売に失敗して金繰りで行くのですけれども、自殺の寸前には、必ず鬱病に精神的な病にかかって自殺に行くとか、あるいは職場に行って職場で働いていたけれども同僚の一言や、あるいは上司の一言で考え込んでしまって、その職場に行けなくなって生きる希望を失って自殺するとか、また、地方消費者問題ということを言われましたけれども、地域のサラ金など高金利金融からお金を借りて、払えなくなって自殺するとか、そういうものが主たる使い道でこれは我が浜中町においても他人事ではない話でして、どうやってこの予防をやっていくのかと、自殺予防をやっていくのかというのが、このお金の使い道の中心だと思ひまして、それを期待していたのですが今、税財政課長の説明では、どうも国の狙いとはちょっと違うような形で出てきたように思うのですが、その辺は私の主張が間違っているのか。その辺いかがでしょうか。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） ただいまの質問にお答えいたします。先程の、答弁と繰り返しになりますけれども、国が想定しておりますのは、これまで住民生活にとって大事な部分でありながら、光が十分に当てられなかった分野ということで、3つの項目を想定してございます。

その1つの中には、自殺予防という事がある訳ですけれども、浜中町におきましては、この自殺予防の事業というのは、実際には現在行われておりません。それで3つ目の地域の地域づくりに対する地方の取組みを支援するという、この3つ目の国の目的と申しますか、こちらの方に浜中町の今、実際に実施しております事業に合致するものがありましたので、その部分についての予算化、あるいはその部分についての基金の造成という事にした訳でございます。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 地域の地域づくりという点で予算化するという事ですけども、自殺の問題でこの原因となるものお金の問題だとか、あるいは職場でのいじめの問題だとか色々ある訳ですけども、どうも私、浜中町行政は、そういう個々の人方の悩みに深くまで入り込んでいないという所に、私はこれに対応できない大きな原因があるのではないかなと思うのです。

例えば、税金を払えない。分割して払うと。ところが、その主が病で倒れて入院して収入が何も無いとそう言った時に、入院している人が、お金がないので払えない高額医療費も受けることが出来ないと、そういう事がもしもあった場合、私はやっぱりそこで、残された奥さんがそういうお金をやり繰りするのが出来ない。そうした場合、どうするのかという事で悩んでいる、そこに私は鬱病や、あるいは自殺に通ずるものがあるのかなと思うのです。

そういうことを私は例えば、税務課だとか福祉保健課だとか、あるいは町民課だとかそういう役場が、やっと相談に来た方々が居る訳ですけども、その人方の悩みを本当に救ってあげられるような一言というのは、予防に繋がるものだと思うのです。

そういう点では、この予算というのは税務課であったり、あるいは福祉保健課だったりあるいは町民課だったりというところも担当しながら、予算を使って暖かい、やはり対応をやっていただけないのかなという希望があります。

ですから、質問しようとしたのは何処の部署で、これらを担当するのかという事も併せて聞きたかったという事です。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 鬱・自殺予防対策についてご質問ありましたけれども、ただ今、税財政課長が事業はないというふうに申し上げましたが、今回の計画に関しての事業がないということをご理解をいただきたいと思います。

実際に、自殺予防対策につきましては、福祉保健課の方で担当させていただきまして、鬱病に対しての事業をここ近年、強化しながら実施しているところでございます。ハート釧路の方へ老人福祉センターの2階で運営しています地域活動センターというのがありますが、その地域活動センターは、実はセンターだけで活動しているのではなくて、毎月、その各家庭に出向いて、相談員が鬱、それから統合失調症いわゆる精神障害の方や身体障害の方についての家族、それから本人の相談業務なども行っております。

その他に、その活動支援センターの共生型サロンの中で鬱病の後援会を開催したり、

2年か3年ぐらい前でしょうか、総務課の方で職員に対する鬱の講演会、管理職含めた鬱の講演会なども開催しながら、自殺予防対策というのは非常に難しいのですが、地道にコツコツとやらせていただいております。

その他に、3カ月か4カ月に1回ぐらい、定期的に防災無線で放送して、各家庭で閉じこもりになっていたり、それと心の健康についての相談を呼びかけ、出来るだけ多くの方に活動支援センターなり福祉保健課なりに相談に来ていただいて、金銭消費の関係であればまちづくり課、生活困窮であれば生活保護だとか含めて、色々な対策をとらせていただいております。

この対策については、何度も申し上げますが、大変難しいなかなか表に出てきにくいという部分がありますので、なるべく理解を深めていただくことを前提に、防災無線や色んな事で広報しながらやらせて頂いている状態であります。新しい計画の時には無かったものですから、この交付金の方には取りあえず載らなかったという事で、ご理解をいただければと思います。

議長（波岡玄智君） 3回終わりましたので、今の説明で終わらせていただきます。他にありませんか。

議長（波岡玄智君） 3番竹内議員。

3番(竹内健児君) 今ちょっと聞いたのですが、解りづらい理解できない部分があるのですが、25年の3月31日までこの基金を積み立てるという事でしょうか。その総額が2,000万円を超えるということなのでしょうか。

実際に使うとしたら計画に基づいて使うということになるかと思いますが、具体的に今、3つぐらいの例が出されました。そういう内容に使うという事でよろしいのかどうなのか。もう一度お答え願いたいというふうに思います。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） ただ今の御質問にお答えいたします。住民生活に光をそそぐ交付金の基金でございますけれども、先程も数字を申し上げましたが2,200万6,000円の総額の積立を予定してございます。

但し、これは浜中町に交付された、一次交付部分につきましては、先程の数字と繰返しになりますけれども1,131万4,000円が、一次交付で交付されております。このうち200万円をこの度の補正予算で計上しておりますので、一次交付分の積立としては931万4,000円を基金に積立てる訳でございますけれども、事業効果が上

がるというふうな判断がされれば二次交付、先程も言いましたけれども国の予算では、総額1,000億円の内、一次交付では500億円、二次交付でも更に500億円の交付がありますけれども、それは3月に交付されることになっておりますが、交付額は、未だ明示されておられませんので、交付額が確定して最大位置で2,200万6,000円を基金に積立るという事でございます。

この基金を積立て実施する事業につきましては、繰返しになりますけれども、先程申した23年度・24年度の事業に充当する予定でありますので2,200万6,000円が確定した数字ではございませんことを、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

3番(竹内健児君) そうしますと、これは一応の計画だと。これは増えることもあるし、増えないこともあると。それは事業の推移を見ながら対応していくという事になるんですよね。国の方としても。

それで、この25年3月31日までで終わりというのは、基金として積立てるのは、そこで終わりだと取り崩すのは、それ以降でも良いのだという事になりますか。その辺が良く分からないのです。25年まで積立て、そして国の他に、町も持ち出すとして一般財源から基金として積立てる部分もあるのだと。そうすると、全体としての積立の金額を国から来るものだけじゃなくて町の方も入れると、どのぐらいの額になるかというのはあるのですか。無いのですか。そこをお聞きしたい。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） ただ今のご質問にお答えいたします。

この2,200万6,000円というのは、全て国から交付されるものでございます。この交付の時期につきましては、平成23年3月中でございます。それで、3月の定例議会に時期的に間に合えば3月の補正で対応したい。時期的に間に合わなければ、専決処分も視野に入れております。

それで、2,200万6,000円というのは確定した数字ではございません。一次交付金の限度額を超える計画を立てる自治体、浜中町もそうですけれども、その自治体の中から効果が高いと思われる自治体に追加交付される訳でございます。それと町の持出し分が、この基金として積立てられるのかという御質問でございますけれども、総務の持出しはございません。

但し、事業を実施する上で基金を全額使い切るという意味で、平成23年・24年で一般財源を一部予算化することは想定されております。以上でございます。

この事業につきましては基金も含めて、平成25年3月31日で終了いたします。ですから、24年度以降25年だとかという事にして、この事業を実施する事はございません。23・24年度で使い切るという事です。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

3番(竹内健児君) 聞いている範囲では、住民生活に光を当てるとというのが、3つぐらいの要素があるんだと。1つは自殺予防と地域づくりと。もう1つ2つ目はなんですかね。

例えば、住民の生活に光をそそぐというのは、ハードな部分とそうではない部分があると思うのですが、これではそののあたりがよく分からない。ただ2つ目が、どうなのかお知らせ願いたいのと、自殺だとかというのは、これはハードな部分じゃないと思うのです。そうしますと、私が聞きたい主なものは今、非常に不況が深刻な問題になっている。

例えば、色んなところで地域づくりだということで、地元の企業が何とか生活が支えられるようにという事で、住宅のリフォームというのを盛んにやられている。それは、倍以上の効果があると言われて、非常に地元の業者も助かっているというような実例がかなり報告されているのですが、そういう住宅に対するリフォーム、ちょっと手控えしているのですが、なにか助成があればやってみたいなど。そうであれば、そんなに大きなことじゃない訳で、地元の業者で十分対応できるというふうな事もあり得る訳です。

そういう点での住宅のリフォームに、もしそういうのが向けられる可能性があるのかどうか。そこを最後にお聞きしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） 住民生活に光をそそぐ交付金の目的といたしますか、これについてお答えいたします。

先程言いましたとおり、1つ目につきましては、消費者行政対策ということでありますし、2つ目はDV対策ドメスティックバイオレンスですね。これと自殺予防等の弱者対策あるいは自立支援という事、この今の要素が2つ目の要素です。そして3つ目に地の地域づくりということで、大きくこの3つのタイトルで、この事業を国は進めようとしております。更に住宅のリフォームの件でございますけれども、この光をそそぐ交付

金につきましては、住宅のリフォームは事業の該当にはならないというふうな理解をしております。以上でございます。

議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 浜中町立診療所条例の一部を改正する条例の制定について

議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第2号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（長谷川徳幸君） 議案第2号浜中町立診療所条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、平成22年11月、国の補正予算において、子宮頸がん、インフルエンザ菌b型（ヒブ）、小児用肺炎球菌の各ワクチンの予防接種に関する助成制度が創設され、本町においても、この度の補正予算において事業を開始することとしておりますが、国の助成により北海道において基金を設置し、この基金から市町村へ接種料金の助成が行われるものであります。道の助成要綱など詳細が未だ示されていないことや、全国的にワクチン接種数が増加する状況にあることから、概ね四半期

ごとに価格が見直され、ワクチン料金の減額がその都度行われる事となっております。

また、今後のインフルエンザ等の各種予防接種に於きましても、実施内容に大幅な見直しが見込まれている事などから、浜中、茶内診療所の予防接種のワクチンの個別接種料金について、ワクチン購入価格及び技術料等とする別表の改正を行い、今後の予防接種に係る事業の急激な変更に対応し、町民の健康の保持増進を図ろうとするものでございます。

本条例の施行につきましては、この度の支給、子宮頸がん等ワクチン助成事業の開始時期にあわせ、公布の日から施行しようとするものでありますので、よろしくご審議くださるようお願い致します。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

成田議員。

7番（成田良雄君） 今まではワクチン別の使用料を使って、個別接種が行われてきましたが、今までは金額を表示されておりましたけれども、これが表示されないという事で、やはり住民に対して年度年度の例えば、使用料の周知というのはどのように住民に対して周知して行くのか。この点だけ、いざあけたら大変な金額、技術料を取られたという可能性もなきにしもあらずですので。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（杉澤正喜君） ワクチンの使用料条例に関しまして、御質問がありましたのでお答えをさせていただきます。

元々、ワクチンの料金の設定の仕方ですけれども、ワクチン料金につきましては、ワクチンの購入価格、それと診察料とそれから注射技術料、それから加算額と消費税という形で予算料金の設定をさせていただいております。診察料につきましては、診療報酬に合わせて270点。加算につきましては、乳幼児加算になりますが72点。消費税については5%。それと注射技術料につきましても、診療報酬の見合いで、皮下注射の点数を利用して18点という形で、1点10円計算になりますけれども、そういう料金設定をさせていただいて、今まで診療所の報酬手数料として収入を見ていた事になります。

最近、新型インフルエンザの料金以来、この料金が実は2,700円の診察料をいただけないくらい割ってきている、そういう状況があります。こういう基準で診療報酬手

数料を決めさせていただいていますけれども、今までより接種される方々が高くなるという事はあり得ないので、そのほかに町が無料の助成の制度だとか、法定接種分については、町で負担するとかという形で接種者の方の利用促進というのですか図っておりますので、接種者に関して大きく負担が増えるというような事は、あり得ないというふうに理解しておりますので御理解をいただきたいと思います。

周知につきましては、この条例では、実は釧路管内でも料金設定をこういうふうに行っているのは、浜中町だけであって、だから良いという訳ではないのですけれども、これから色々な形で新型インフルエンザワクチンだとか3種ワクチン等の料金設定がどんどん変わって行く可能性があって、なるべく早く適用させる為に料金を取り外して頂くというふうに御理解をいただければと。周知につきましては、予算の中で示させていただければというふうに思っています。利用者については、接種料金については個別だったり、それから自治会配布だったり、それぞれお知らせするという形になります。

議長（波岡玄智君） 成田議員。

7番（成田良雄君） 分かったような、分からないような答弁がありました。周知ですね。今までは、条例の中で明確に金額が示されていましたが、それに対しやはり、ワクチンや技術料が変動していくと思いますが、今年度は例えばインフルエンザ接種はいくらと。無料というのは今回、国からの3つのワクチン接種が無料という形で、町も半額助成をすることになりまして、本当にありがたい事だと思いますけれども、無料については良いのですけれども、有料の場合に住民が受けたいと、その時にいくら掛かるというのが分からなければ、今までは条例の中に明確に書いていましたけれども、金額の周知を今後、年度年度でやるのか、その都度変動があった時に周知して行くのか。その点だけもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（杉澤正喜君） 申し訳ありません。説明が悪かったのか、この現在、条例改正しようとしている部分の料金については、各診療所2ヵ所の診療所で収入として見る診療報酬みたいなものです。

各接種者には、毎年それぞれのインフルエンザ、それから3種混合、BCG等等、ポリオも含めて該当者には個別通知であったり、それから自治会配布であったり当然料金も含めて、受診する機関だとかも含めて全て、その年度年度でお知らせをしておりますので御理解をいただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 浜中町立霧多布高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第3号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（長谷川徳幸君） 議案第3号浜中町立霧多布高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

霧多布高等学校教育職員の処遇については、給与、勤務時間など、教育職員に関する諸事項を規定する現行の条例において、北海道学校職員に適用される北海道条例を準用し、これを適用することとしております。

この度の改正は、北海道条例の一部改正及び新規制定に対応し、これを円滑かつ迅速に高校教育職員に適用するため、条文規定の整備をするものであります。特に、北海道条例の引用に関する規定形成の整備を主旨とした一部改正であります。

改正の内容であります。まず現行条例第3条の規定においては、給与に関して北海道学校職員の給与に関する条例ほか3本の北海道条例を掲げ、それぞれ準用する事としておりますが、個々の北海道条例の名称改正や新規制定に際しての対応が窮屈な状況から、給与に関して主たる条例である北海道学校職員の給与に関する条例のみを引用規定

として標記し、その他関連する北海道条例については、その他北海道学校職員の給与について規定する北海道条例として一括標記することにより、北海道条例の一部改正及び新規制定条例に対応可能とさせるものであります。

次に、第7条を第8条とする改正は、現行条例に規定するもの以外の事項に対応するため、新たに第7条として、第3条から第6条までに規定するものを除くほか、教育職員の育児休業その他の勤務条件については、北海道立高等学校の職員の例によるもの条項を現行条例に追加規定するものであります。

なお、付則では、公布の日から施行し、平成23年1月1日から適用するとしております。以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 浜中町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第4号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（長谷川徳幸君） 議案第4号浜中町過疎地域自立促進市町村計画の変更につ

いて提案の理由をご説明いたします。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、過疎地域自立促進特別措置法に至るまで、約40年にわたり特別措置が講じられており、この度、過疎地域自立促進特別措置法の内容を拡充するとともに、失効期限を平成27年度まで6年間延長する過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が、平成22年4月1日施行され浜中町も計画期間が終了することから、新たに計画を策定したところであります。

この改正法の概要につきましては、過疎自立促進市町村計画の策定に係る義務付け等の見直し、過疎地域自立促進のための特別措置の拡充で過疎対策事業債のソフト事業への拡充や、ハード事業対象施設の追加などとなっております。本計画の策定に当たっては、浜中町総合計画との整合性を図りながら、各分野における現況と問題点、その対策と計画について、町の自立促進につながる事業を主として計画を策定したところでありますが、ソフト事業として実施する地域経済活性化事業及び、資源リサイクル活動奨励事業が過疎債の借入れ対象事業となり、この借入れ条件として、当該事業については事業名のほか事業内容についても本計画に登載し表記することとなっております。

この事業の追加変更に当たっては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、あらかじめ知事との協議を行ったのち議会に提案することとなっております。本件については、平成22年12月27日付地支第825号をもって北海道知事との協議も整っておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 平成22年度浜中町一般会計補正予算（第4号）

議長（波岡玄智君） 日程第7 議案第5号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（長谷川徳幸君） 議案第5号平成22年度浜中町一般会計補正予算第4号につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、国の第1次補正予算に係る円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策として4兆8,513億円を受けて実施する、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業、並びに感染症対策に要する経費について、補正をお願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、2款総務費で、住民生活に光をそそぐ交付金事業に要する経費で、文化センターの図書購入費などで220万円を繰越事業として計上するほか、住民生活に光をそそぐ交付金基金積立金として931万4,000円を計上しております。この基金積立金につきましては、平成23年度から24年度の2カ年で学校図書室整備事業及び霧多布湿原環境保全調査事業へ充当しようとするものであります。4款衛生費の感染症対策に要する経費では、子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルスの感染予防に極めて有効である子宮頸がん予防ワクチンや乳幼児の細菌性髄膜炎等を予防するヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種を全額公費負担とするための、事務費及び委託料として125万4,000円を計上いたしております。以上により、今回の補正額は1,276万8,000円となります。

一方、歳入につきましては、十款地方交付税で、平成22年度の普通交付税確定に伴う増額分の予算未計上分の一部357万6,000円を追加。14款国庫支出金では、特定防衛施設周辺整備調整交付金の確定と、住民生活に光をそそぐ交付金の増で、857万円の補正。15款道支出金では、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特別交付金で、62万2,000円の補正。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、61億8,700万1,000円となります。以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入、歳出一括して行います。

7番成田議員。

7番（成田良雄君） それでは17ページです。質問をいたします。再確認したいと思います。光をそそぐ交付金の事業について、町長より2つの事業に対しての基金を積立てて23・24年度で事業を行うとこのように説明がありましたけれども、これは、既に多分1月中ですかね事業計画を提出して交付金が支払われると思いますけれども、この日程以外に今後、23・24年度で新たな事業を計画して交付金をする予定が無いのか。その1点だけまず質問をします。

それと、2点目は予防接種委託料でございますけれども、これは今、全国的に国が半額を助成して各市町村、全国的に予防接種が決まりまして浜中町も、前にも一般質問しましたけれども、全国的な流れでこのように減ってきて、いよいよ浜中町も開始することになりましたけれども今回の124万4,000円の内容の若干の説明をお願いしたいのと、この対象者に対しての周知をどの様に今後していくのか。その点の説明をお願いしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） 住民生活に光をそそぐ交付金事業の平成23年度、24年度の新たな事業のメニューというその点についてお答えいたします。

先程、10番議員の答弁とも重複致しますけれども、霧多布湿原環境保全調査あるいは、霧多布湿原自然環境データ管理業務、更には霧多布湿原学術研究助成金等などの事業を予定しております。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（杉澤正喜君） ワクチン接種の関係についての御質問にお答えをさせていただきます。この124万4,000円の内訳ということでございますので、13節の委託料では、子宮頸がんワクチン1人1万5,000円を31人分の2回で93万円、ヒブワクチン4歳について、1回7,000円で19人分の13万3,000円。それと肺炎球菌ワクチンで9,500円の単価で19人の18万500円の予算計上と

しております。今回の3種のワクチンにつきましては来年度、2月1日からの施行になりますので、2月1日生まれ以降の方というふうになります。2月・3月分の対象となる方についての接種費用というふうになります。ヒブについてはこの2年、3月で5歳になってしまう方ですね。これはヒブと肺炎球菌については5歳になってしまう方の19人を対象としてやると。子宮頸がんにつきましては、高校1年生の女子の2回分を今回の予算の対象と致しまして、来年度から全体の全年齢0～4歳。子宮頸がんについては、中学1年生から高校1年生の女子について皆さんに接種していただくような形で需要を考えております。それと周知の方法ですが、全体でそれぞれ年齢で区切られておりますので、それぞれの方々に個別の形で予防接種の必要性、それから予防接種以外にも検診をきちんと受けていただくとか、そういうことも含めてパンフレットを挟んで個別に周知する事としております。以上です。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） 答弁漏れがございましたのでお答えいたします。先程、新たな事業ということでございましたので、今回の計画に載った事業以外のものは想定されておられませんので御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 成田議員。

7番（成田良雄君） 今課長よりいただきました新たな事業は考えていないという事で、計画書を国に出したと思いますけれども、それ以外はできないのか。新たな事業は今考えていませんけれども23年度、24年度までこの資金を使って2つの事業を推進していくと思いますけれども、その他に浜中町が検討した結果、新たにこの事業も行いたいと、この様に例えば追加計画を申請して出来ないのか。その点だけあくまでも、この2年間でこの2つの事業を浜中町は申請したと思いますけれども、そういう意味で、再度答弁をお願いしたいと思います。

2点目の予防接種、大変命を守る上でまた病気の予防については、今回凄い事業だと思います。そういう意味で各町村は先程、課長が説明しましたけれども周知なり事業費の関係で、今回23年度で子宮頸がんにおいては高校1年生、2年生になってしまえば該当にならないという事で、2月1日から3月31日の人に対して今回の予算を計上したとなりますけれども、各町村ではもう2月1日から対象者全員が接種できるように実施しております。そういう意味では若干浜中町においては、今回の補正では少ない人数のみとなりますけれども、23年度で計上するという事でございますので結構なことと

思いますけれども、この23年度に実施した場合、対象者は大体町内でどのくらい居るのか。その点金額は別としても対象者の人数を述べて貰いたいと思います。3月31日まで今回の事業において子宮頸がんでは31名。ヒブでは19名、肺炎球菌では19名と、この方が全員やはり接種していただく事が目的でございます。ですから、個別にパンフレットを、周知してどうか接種していただきたいというのみではなく、やはり積極的にPRしてその町民の命を守る上から、もっともっと周知徹底を図ってほしいなとこのように思うわけでございます。それでは、各町村では子宮頸がんにおいては学校等で対象者を集めて説明会なり講演会を実施しているところもあります。

またヒブ、肺炎球菌においては対象者に対して個別なり、保健師等の個別に是非行って欲しいと、この様に計画しているところもあるそうでございます。そういう意味では、浜中町においてもしっかりとこの全ての対象者に受けてもらう為のそういう効果的なPRをどうか早急でございますけれども検討していただきたいとこのように思う訳でございますけれども、その点いかがでしょうか。

また、既に1回接種している、そういう人達に対してはどのように今年度、新年度は対象になるかと思っておりますけれども、今年度の人に対してはどのように考えているのか、その点答弁をお願いしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） 住民生活に光をそそぐ交付金でお答えいたします。この年度の実施計画に実施出来ないという事でご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（杉澤正喜君） 平成23年度の予防接種の対象者ということでございましたので、延べで申し上げさせていただきます。子宮頸がんワクチンにつきましては、111人のそれぞれ3回分を。それとヒブにつきましては、0歳児で51人、それから1歳から4歳で149人。肺炎球菌につきましては、0歳児で51人、1歳児で42人、2歳～4歳で152人の予定をしております。新年度予算になりますけれども、額については総額で1,100万円程度になるというふうに考えております。それと、全員接種に向けてのPRという事でございます。それと学校説明会等、色々な場面で予防接種を出来るだけなるべく多くの方に受けて頂きたいという事でございますけれども、その通りだというふうに考えておりまして当然、先程もお話しいたしましたが、個別通知

の中にパンフレットを含めて、このワクチンに対する理解をしていただくものも入れながら、お知らせをしていきたいなというふうに思っております。それと子宮頸がんに関する学校での説明会でございますが、既に一部子宮頸がんについて学校で色々な保健師さんが出向いて、健康教室みたいな形で人の身体、人の成り立ち、そういうものについてお話しさせていただく機会がありますので、そういう時も含めて子宮頸がんのワクチンの必要性だとか、そういうものもお話をさせていただくことになるというふうに思っております。ヒブ肺炎球菌につきましても色々と事業やっております、それぞれの乳幼児の家庭訪問だとか、げんきっずくらぶだとか色々な事業をしておりますので、その事業の中でも必要について訴えさせていただきたいというふうに思っております。それと既に接種をしている方への対応という事でございますが、本条例が施行してから結局適用というふうになりますので、それ以前の分については適用にはならないと。例えば全部で4回必要なワクチンであれば、1回・2回行っているのであれば、3回目4回目はこの対象になるというふうに理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（波岡玄智君） 成田議員。

7番（成田良雄君） 光をそそぐ交付金については了解いたしました。実際、これはもっともっと充実した2つの事業は大切でございますけれども、今回の目的であります消費者生活そういうものにも浜中町において、新たな事業として計画していただきかけたかなと、多分時間も無かったと思っておりますけれども、改めて事業もその基金にそった二本も新たな計画をして実施してもらいたいなと。

2点目の予防接種の件は分かりました。そういう意味で1番重大なのは、この今回の国が公費助成が接種においては本当に命を守る上での大切な予防接種と思っております。接種効果は100%と言いましたけれども、例えば子宮頸がんにおいては、6割の方が守られると。そして1回接種を受ければ20年間やはり免疫が出て守られるといふふうに言われております。そういう意味では全員が予防接種を受けられるように今後、周知徹底をお願いしたい。そこで近々1番大事なのは特に保健師とか大切さを十分に分かっていると思っておりますけれども、もっともこの実態を把握するためにも、実は2月20日に釧路市と釧路町においての子宮頸がんについての講演会が予定されております。そういう意味で守ってあげたい、あなたの命とそして私の体験からという事で、三原じゅん子他藤井さんという産婦人科の方が講演する予定でございます。それでどうか対象者の本当はお母さん方が行ってもらえればいいですけども、どうか浜中町の保健師の方も何人

かは課長命令で出席するようにどうかお願いしたいなど。そして電話をしました。一応締切りは10日になっていますけれども、会場は広いという事で大勢の方だそうでございます。そういうことで、どうか女性の立場から主幹どうかこの子宮頸がんのワクチンについての講演会を行いますので、出席できるようにしてもらいたいと思いますけれども、女性の立場から重要性なり今回のワクチン接種について御答弁をお願いできればいいかなと思いますけれども宜しくお願いいたします。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（杉澤正喜君） 女性の立場からという事でございましたけれども、課長としてお答えをさせていただきます。ワクチン全てそうだというふうに理解しておりますけれども、ワクチンに関しては頸がんなら頸がん、全ての子宮がんにも効くわけではありませんが、ヒブ肺炎球菌につきましても、特定の疾患についてワクチンの効力を発揮するという事でございますから、インフルエンザも同じですけれども、そういう意味で健康を守る為には、当然検診も必要でしょうし、それから日頃の健康管理も大切でしょうし、そういうものも含めて健康教室だとか、色んな行事をやらせていただいております。そういう中で当然、予防の必要性だとかというのはワクチン含めてインフルエンザ、風邪であれば手洗い、うがい、咳、エチケットだとかそういうものも、全部含めて業務をやらせていただいておりますし、これからも、そういう方向で一次医療としての、予防体制の確立を目指しているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それと講演会の関係ですが、講演会につきましては、釧路市の方から福祉保健課の方に御案内をいただいておりますので、当然、それぞれ都合の付く方は出席していただけるというふうに理解しておりますので、一般の町民の方についても問い合わせがあれば今日で締切りというふうになっていますけれども、この後においても問い合わせがあれば、なるべく受けて頂くような形で釧路市の方ともお話をしたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（波岡玄智君） ほかに質疑ありませんか。

3番竹議員。

3番（竹内健児君） 住民生活に光をそそぐ交付金の事で質問します。計画を立案される場合どういう手法を取られているのか、お聞きしたい。計画を立てたら、ちょっと変更できないのか。それ以外のものは適用にならないというお話しですが、この交付

金事業のお話が来たのはいつ頃で、そして期間がどのくらいあって12月の時点で聞きながらということになる余裕が無かったのかどうなのか。色々あると思うのですが、その辺りは、どのくらいの期間があったのですか。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） ただいまの質問にお答えをいたします。住民生活に光をそそぐ交付金の実施計画書の提出時期でございますけれども、釧路振興局を通じまして平成22年12月24日に内閣総理大臣宛に提出してございます。国からの事務連絡が12月の上旬に来ております。各町村への割当額も、同時にその時期に来た訳でございますけれども、12月2日に事務連絡で交付金の額の通知がございました。

それからもう1つには、きめ細かな交付金というのがございますけれども、こちらの事業とそれから光をそそぐ交付金事業と2つの事業を選択、確定しなければならないという作業に追われていまして、きめ細かな方は今回の臨時会には補正予算として上程する精度の高い金額にありませんでしたので、そちらの方は見合わせて光交付金の部分だけが上がった訳でございますけれども、こちらにつきましても、あらゆる側面から例えば、新年度予算に挙げられたメニューの中でありませうとか、既に実施されております平成22年度の予算の中から、何とか酌み取って交付金の対象に出来ないかという事で、検討してございましたけれども、中々そのマッチするような事業がありませんで、どうしても図書の充実といった形になった訳でございます。

それと、先程申しました湿原にかかる調査だとか、そういう以外のものは中々、想定出来ませんでしたということで、御理解いただきたいと思っております。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

3番(竹内健児君) そうしますと、12月2日のその交付金が各町村でどのくらいかと言うのは、通達があったのは、その前に計画書は出ているということですか。その後ですか。私は、その期間を聞いているのです。交付金事業というのが話に出て、自治体として計画を立てなきゃならんと計画を立てた。そして、それからそれを上げて交付金の配分が決まったという経緯であれば、事業として話が出たのがいつ頃で計画を立てたのは何時で、それを出したのは何時だと。その期間はどのくらいかということを知っているのです。非常にこれだと12月2日に事を起こして色々聞いて、そして計画を上げてということではない様なので、一体その期間はどのくらいあるかという事です。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） ただ今のご質問にお答えをいたします。12月2日に金額も含めた通知がございました。この12月2日から計画策定に向けた、作業をしております。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

3番(竹内健児君) そうしますと、もう既に金額が決まっていると。配分金額はね。その中でどうすれば良いのかという手法になっちゃう訳ですよ。そうしますと、今ずっとお話聞いていたら、今までの予算の中でどれが該当するかと、こういう作業をしたという事ですね。極めて問題があるんじゃないかなと私は思うのですが、もうちょっと、その辺り国のやり方もやり方なのでしょうけれども、本当にその住民に光を当てるといような今、住民がどこで困っているんだと。その為に、このお金を使ってくれという訳ですから、もうちょっと期間があってもいいだろうし、それから期間が無いとしたらもうちょっと町へ働かせて対応するという事も必要ではないかなというふうに思うのです。これは、今言ってもしょうがない事でしょうけれども、私はこれからの問題としてもそういう取り組み方をしないと、なかなかやっぱり住民のやって欲しい事が出てこないんじゃないかと。町内の中ではいろいろ出されるけれども、実際の住民がどこに困っているかという事をしっかり捉えた上で、やっぱり対応すべきではないかなと私は思うのですが、それは希望ですからそのくらいにしておきますけれども、ちょっとやっぱり期間的に大変だったというのは十分解りますけれども、手法をちょっと工夫した方が良いというふうに私は思うのですが、その辺りは何かありますか。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） ただ今のご質問にお答えいたします。各町村に配分する金額でありますとか、どういうメニューに使える交付金なのかと言う詳細につきまして12月2日に、まず事務連絡で本町に情報が入りました。それから同日の10時までに各市町村における疑問点がありましたら同日の10時までにその疑問を電子メールでください。というような事務連絡でございます。このようなタイトなスケジュールの中で実際にどのような事業に該当するかという事を十分検証できないままに事務を進めていた訳でございます。それで、この事業の要綱につきましては12月16日に示された訳でございます、要綱が示される前に疑問を出せというような振興局のやり方と申しますか、手法でございましたのでメニューを選定するという事にタイトなスケジュールの中でやっていた訳でございます。それで、最終的な提出期限が12月24日というこ

とで、2週間も無い中での作業でございますので御理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

10番（加藤弘二君） 2つお願いします。15ページの歳入の特定防衛施設周辺整備調整交付金の274万4、000円の減です。減にした理由と伺いますか、こう言う額で減になったという事と、それから後ろの方の議案で診療所の所で600万円の予算を使っている部分がありますよね。それと合わせた中で、現時点で防衛予算というのは残っているのかどうか。22年度の防衛予算は特定防衛施設の交付金ですね。残っているのかどうかという質問です。いくら残っているかと。

それから17ページの今、他の議員から住民生活に光をそそぐ交付金積立金の件で質問したいと思ひます。確かにこういう交付金が浜中町も全国的になされてもというのは私も知りましたけれども、これは、年明けてから知るのですね。ですから、今議会で、こうやって話をしてもそれは後の祭りみたいな訳なのですから、私先程3回目の質問だと思つたらもう3回終わっていたので、先程の質問に続けた質問をしたいと思ひています。それはこの基金の目的の中に自殺という部分があつて、色んな原因で自殺に行くんだと言う事が言われております。そういう点で今、我が浜中町でその自殺に関係するのではないかなと思われる大きな問題、これは日本全国何処にでも起きている問題なのですから、仕事が無いという事なのです。特に20代そして30代の全般ですね。あちこち仕事はしたのですけれども、正規の労働者でなかった事もあつたり、あるいは正規に働いていたけれども、途中で辞めてあちこち転々として、今はどうなつているかと言つたら家の中で引きこもつているという、そういう状態がありながらハローワークに通つていると。ハローワークに通つても、通つても無いというこれは例えば、そういう20代30代全般の子供さんが3人居たら一人はそういう状況にあるのではないかなと思われるくらい仕事が無いと。ハローワークもいっぱいだと

議長（波岡玄智君） 議案第1号で質疑しましたその事と、ある程度の関連はありますけれども、内容的に重複しない様な形で質問にまとめていただきたいと思ひます。ご理解いただきたいと思ひます。

10番（加藤弘二君） そういう失業者が多いということで、失業対策事業、失対事業ですね。これも50年も前の話になろうかと思つたのですけれども、そういう失対事業というのは昔あったのを思い出しましたがけれども、そういう対策事業で働きたいが仕事

が無いという、そういう人達を救うというそういう事業というものはこれに絡めて、起こすことは出来ないかどうかこの1点でお願いします。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） 防衛交付金につきましてお答えいたします。平成22年度の防衛交付金の交付総額は1億5,345万6,000円ございまして、この交付金を使いまして浜中町ではトータルで14項目の事業を実施してございます。それでこの診療所の医療機器でございますけれども、これが浜中町における最後の事業でございます。一般会計で歳入の減額補正をしております274万4,000円を減額致しまして、特別会計であります診療所会計の方に交付金の財源を移すという、そういう財政上の手法がこのような減額になった訳であります。以上でございます。

答弁漏れがございましたので、光交付金について、失業対策に向ける事業の選択は出来なかったのかというご質問にお答えをいたします。この地域活性化交付金につきましては、国の補正予算の総額3,500億円の内、光交付金につきましては1,000億円。それから、きめ細かな交付金につきましては2,500億円を財源として各市町村が、これから事業を行う訳でございますけれども、失業対策につきましては、きめ細かな交付金の方で、例えば浜中町におきましては、町有施設の解体事業、あるいは町道の整備事業あるいは町有施設の補修事業、こういう事業をきめ細かな交付金事業として盛り込んでございます。そういった意味では、失業対策にもなろうかと思っておりますけれども光交付金につきましては、そのようなメニューの選択は、中々出来なかった訳でございますので御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 平成22年度浜中診療所特別会計補正予算(第3号)

議長(波岡玄智君) 日程第8議案第6号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(長谷川徳幸君) 議案第6号平成22年度浜中診療所特別会計補正予算第3号について、提案の理由をご説明いたします。

この度の補正につきましては、現在使用している電子内視鏡が、口腔用で取得後15年を経過している為、この度、口腔・鼻腔、口と鼻からの両方に対応できる電子内視鏡に更新し、患者のニーズに対応するための追加補正であります。補正の内容であります。歳出では1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の9節旅費2万4,000円、2款、1項、1目医業費の18節備品購入費で医療機器購入693万円の追加補正するものであります。

一方、歳入では2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目特定防衛施設周辺整備調整交付金640万円、5款、1項、1目繰越金で前年度剰余金55万4,000円を追加補正するものであります。この結果、本会計の歳入歳出予算の総額はそれぞれ695万4,000円を追加し、2億3,998万1,000円にしようとするものであります。以上、提案の理由につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

歳入、歳出一括して行います。ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長(波岡玄智君) これをもって、本議会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって平成23年第1回浜中町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(閉会 午前11時35分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員